

バリアフリーぐんま障害者プラン8改定（案）の概要

計画の位置付け

「障害者計画」（障害者基本法）、「障害福祉計画」（障害者総合支援法）、「障害児福祉計画」（児童福祉法）、「工賃向上計画」（厚生労働省通知）、「障害者文化芸術活動推進計画」（障害者文化芸術推進法）、「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」（厚生労働省/文部科学省連名通知）を一体化して策定する障害福祉分野の個別基本計画

計画期間

令和3年度～8年度の6年間 ※令和6年度に一部（「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「工賃向上計画」）改定

基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現

基本目標

1. お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進
2. 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援
3. 安全で安心できる地域づくり

8つの施策展開

1. お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等
お互いの理解の促進、差別解消、権利擁護・虐待防止 等
2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
意思決定支援・情報提供の推進、相談支援体制の整備、障害福祉サービスの充実、人材育成 等
3. 保健・医療体制の充実
医療・リハビリテーションの充実、精神保健の充実 等
4. 教育の充実
学校教育の充実、教員の専門性の向上 等
5. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
文化芸術・障害者スポーツの振興、余暇・レクリエーションの充実 等
6. 雇用の拡大・就労の促進
雇用の拡大、職場定着支援、施設からの就労と工賃向上 等
7. 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実
情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実 等
8. 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備
防災対策、防犯・交通安全、福祉のまちづくり推進 等

バリアフリーぐんま障害者プラン8改定の全体構成(イメージ)

第1章 総論

第2章 計画の体系

第3章 障害者施策の展開

- 1 お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等
- 2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進
- 3 保健・医療体制の充実
- 4 教育の充実
- 5 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- 6 雇用の拡大、就労の促進
- 7 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実
- 8 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備

第4章 障害福祉サービスの見込量・数値目標等

- 1 7つの成果目標
- 2 障害福祉サービス等の必要見込量と確保策
- 3 県の地域生活支援事業

第4章では、第3章に掲載されている事項のうち障害福祉サービスの提供等に関するものを集約・整理した上で、障害福祉サービスの数値目標や必要見込量等について詳しく示します。

第3章では、「8つの施策体系」ごとに、障害者施策の展開の基本的方向性を示します。

第5章 その他の数値目標

第6章 資料編

※パブコメ時には省略(「障害のある人に関する統計資料」及び「計画策定の経過」を掲載予定)